

青森県報

第三百三十一号

令和三年
七月七日
(水曜日)

目次

出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域局) ……
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域局) ……
- 青森県議会会議規則の一部を改正する規則……………(議事課) ……

出先機関

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年七月七日

三八地域県民局長 船水 浩 人

理事	区役員の別	氏名	住 所	退任の年月日
松橋 勤			八戸市大字市川町字和野三〇の一	令和三・六・二六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を令和三年六月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年七月七日

西北地域県民局長 畑内 圭 一

議 会

青森県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月七日

青森県議会議長 三 橋 一 三

青森県議会告示第一号

青森県議会会議規則の一部を改正する規則

青森県議会会議規則(昭和三十二年十一月青森県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円